

企画環境委員会会議記録（第5号）

令和5年 3月13日

福島県議会

1 日時

令和5年 3月13日（月曜）

午前 10時59分 開議

午前 11時50分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

この際、復興・総合計画課長より発言を求められているのでこれを許す。

復興・総合計画課長

（別紙「総合計画の指標の目標値設定について」により説明）

高宮光敏委員長

これより企画調整部に係る一般的事項に対する質問に入る。

ただいまの説明の内容も含めて、質問のある方は発言願う。

吉田英策委員

中間指針第五次追補の関連で質問する。3月10日に仙台高等裁判所でいわき市民訴訟の判決が言い渡された。国の責任を認めない一方、東京電力の賠償については一審や第五次追補の水準を上回る内容の判決だったが、この判決についての県の受け止めを聞く。

原子力損害対策課長

司法判断であるため判決内容についてのコメントは差し控えるが、原子力損害賠償については、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ的確になされるよう、県としても引き続き取り組んでいく。また、東京電力においては、引き続き本県の復興再生に最後まで責任を持って対応してほしい。

吉田英策委員

県内全域を賠償の対象地域とすることを県も求めていたと思うが、第五次追補において県南地域と会津地域は認められなかった。県として、県南地域と会津地域を対象とするよう国に対して引き続き求めるべきと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

これまでも原子力損害対策協議会の活動等を通じて、本県の被害の実態に見合った指針の見直しがなされるよう、繰り返し求めてきたところである。今後も損害がある限りは賠償がなされるべきであることから、今般の第五次追補により賠償の対象とならなかった県南地域と会津地域を含め、関係団体や市町村としっかり連携し、協議会の活動等あらゆる機会を通じて国などに働きかけていきたい。

吉田英策委員

誰一人取り残さずに救済することが大事であると思うため、引き続きよろしく願う。

次に、ALPS処理水について聞く。政府は春から夏にかけて処理水を放出すると決定したが、正式な放出時期について県ではどのように捉えているのか。これは災害対策課の所管であるため答弁できないのかもしれないが、放出時期によって風評被害が発生する時期が大きく左右されると思う。放出しないことが最大の風評対策であると思うが、放出による風評の認定や規模などの判断は県が行うことになるのか。

風評・風化戦略室長

処理水については、陸上保管の継続による復興や廃炉の停滞を懸念する声、または新たな風評が起こるのではないかなど、様々な意見が示されている。この問題は本県だけではなく日本全体の問題であり、国においては放出前から様々に取り組んではいるが、関係者への丁寧な説明、科学的知見に基づいた正確な情報発信、事業者に対する万全な風評対策について責任を持って行うよう、県としても引き続き国に対して求めていく。

吉田英策委員

政府は風評対策として漁業者支援に約500億円を計上しているが、風評の認定や対策の実施については政府が判断することとなるのか。

風評・風化戦略室長

処理水や風評に係る問題は国及び東京電力が日本全体の問題として取り組むものであり、県としては風評が起きないように、また、起きた場合も含め、迅速に責任を持って対応するよう求めているところである。国が策定している風評被害に対する行動計画についても、効果や見直しの必要性などに関して関係者の声を聞きながら、必要な追加対策があれば随時求めていきたい。

吉田英策委員

風評被害が起きないのが一番であるが、起こるだろうと考えているからこそ政府は500億円もの予算をつけているわけである。日本全体の問題であるというのはそのとおりであるが、やはり大きいのは本県の漁業に関する問題である。風評被害が起きた際に県はどのように関わっていくのか。漁業者と一体となって国に対して対策を求めていく立場なのか。まだ明確でないとは思いますが、風評の認定や賠償の支払いに県はどのように関わっていくのかなど、その辺りについて聞く。

風評・風化戦略室長

海はつながっているため、処理水については本県だけではなく日本全体の問題であると考えている。その中で最も影響を受けるであろう漁業者に対しては、生産から流通、消費に至るまで総合的な対策を講じるよう県としても国に求めているところである。漁業者や若い担い手が今後も安心して将来に向けて事業継続できるよう引き続き求めていき、追加的対策が必要であれば随時国に訴えていく。

吉田英策委員

県内の漁業者のために今後もしっかりと取り組んでほしい。

次に、福島国際研究教育機構、いわゆるF-R-E-Iについてであるが、施設の全体像はいつ頃発表されるのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

F-R-E-Iの施設については、現時点のスケジュールでは復興庁の設置期限内に設立することとされており、令和5年度中に施設基本計画を取りまとめる予定である。

吉田英策委員

施設整備については国が責任を持って進めるが、まちづくりについては浪江町と県で行うことになると思う。今後、県外から600名程度の研究者を集め、50程度の研究グループを設けて研究することだが、宿泊施設やインフラ、店舗などの整備はどのような規模で進めるのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

研究者が安心して生活、研究活動を行えるよう生活環境を整えていくことは重要であると考えている。研究者は600名程度とされているが、その家族や関係者も来る可能性があり、どれだけの人数が来るかをしっかりと国から聞き取っていく必要があると考えている。それと並行し、来年度は県においても、住宅など現地の周辺環境の現状について調査を行う予定である。また、研究者や関係者等がどのようなものを希望するのかについても国やF-R-E-Iから聞き取り、現状と比較しながら必要な規模を検討していくことになると考えており、現時点でどのようなものが必要となるかを把握しているわけではない。

吉田英策委員

研究のためには滞在できる環境の整備が当然必要になると思う。研究者は600名程度とされているが、そのうち常時滞在する研究者の人数は把握しているのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

常時滞在の正確な人数については現時点では把握しておらず、今後国から聞き取りながら調整していく必要があると考えている。先ほど委員が述べた50程度の研究グループ、いわゆる50PIについても、現在国から示されているスケジュールでは、施設ができる令和11～12年度頃までに50PIを目指すこととされており、その時点で研究者がどの程度定着するかについても現時点でははっきりしていない。また、他の研究機関や企業と交流するクロスアポイントメントによる雇用など様々なケース

が想定されるため、引き続き国と調整していきたい。

吉田英策委員

環境整備については地元負担や県負担とならないよう国にしっかりと求めていく必要があると思う。要望とする。

宮下雅志委員

吉田委員の最初の質問に関連して、賠償について聞く。中間指針第五次追補では県南地域と会津地域が対象外とされたが、その後、東京電力は県南地域については前回は賠償した経緯があるため、今回も考えるとの報道がある。また、新たな賠償項目の追加や対象範囲、期間の拡大などを繰り返し訴えてきた本県の被害の実情が一定程度反映されたと受け止めているとの知事のコメントや、指針が示す賠償額の目安が上限ではないとの答弁もあったが、それらの一連において会津地域に対する発言がない。実際に県民から、なぜ会津地域だけ対象外なのか、前回は県が独自に賠償したのに今回はなぜ駄目なのかと聞かれる。その辺りについて県から情報発信がないことに不信感を抱いているようである。先ほど課長が述べたように、損害がある限りは会津地域を含め賠償を求めていくとの話は何度も聞いているが、それは、もし損害があるのであれば自分で損害を証明しなさいと言っているのと同じかと思う。前回の県独自の支援については会津地域の住民が挙証責任を負うことなく給付された一方、今回は自分で損害を証明すれば検討してやると言われているような気がしてならないが、どうか。私は賠償しろと述べているのではなく、会津地域の住民が疎外感を抱いてしまっている。会津地域は福島ではないのかとまで言う住民がいるのである。その辺りについて私も答えるのに窮しているのだが、どのように答えればよいのか。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり、会津地域については中間指針第五次追補において対象地域に含まれなかった。原子力損害賠償紛争審査会の議論において、区域の設定については引き続き一定の合理性を有することと、今回見直しの対象にはならなかったものである。ただ、これまでも述べてきたとおり、損害がある限りは賠償されるべきであるとの県のスタンスは変えることなく、会津地域も含め被害の実情に応じた賠償がなされるよう引き続き求めていきたい。また、東京電力においては被害者の心情に十分配慮して誠実な対応を行うよう求めていきたい。

宮下雅志委員

これまでも同じ説明である。そのように地道に言い続けても、具体的にはどうするのかとの話になる。損害がある限り賠償を求めていくというのは、損害があるのであれば言いなさいとの話に聞こえてしまう。出ないなら出ないでよいのである。例えば、原賠審において対象地域として認定されなかった県南地域については東京電力が自主的に対応するが、会津地域はその対象ではない。前回はこのような理由から県が独自に会津地域を支援したが今回は対応しないなど、要するに、会津地域に対してある程度の思いを持っているということをしっかりメッセージとして発信すべきと思う。報道や会見などにおいて会津地域という言葉が出てこないことが非常に気になっており、駄目なら駄目でその理由を明確に知らせるとの態度が必要だと思う。その辺りについて今後の考えを聞く。

原子力損害対策課長

委員の思いや会津地域の住民の思いをしっかりと受け止め、今後どのような対応ができるか検討していきたい。なお、給付金としての対応を以前行ったところであるが、これは賠償ではなく、震災によって傷ついた地域のブランドやイメージの回復を図るために給付したものであり、その点を踏まえながら検討していきたい。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

ただいま課長が述べたとおり、当時の給付金は賠償という性質のものではなく、あくまでも原子力事故により毀損された地域のイメージやブランドに対しての補填として支給したものである。また、そもそも中間指針の性格は、甚大な被害を受けた住民に対して迅速に賠償をするため、国において一定程度の目安を示したものである。今回の第五次追補においても、指針で示したものは上限ではないこと、指針で示されなかった地域が賠償の対象にならないものではないことが明記されている。それらを踏まえ、県としては、会津地域も含め損害がある限りは当然賠償されるべきと考えており、引き続き会津地域の住民の思いも含め、しっかりと国、東京電力に対して求めていきたいと考えているので理解願う。

宮下雅志委員

経緯は理解しているが、支給されたタイミングが他の賠償と一緒にだった。当時は県南地域が幾ら、会津地域が幾らという比較で議論されており、やはり会津地域にも支給すべきとの意識が強かったと思う。例えばグラウンドが損傷したために住民

一人ずつに支給したわけであるが、おそらく当時は追補でさらに上乘せになることを想定しておらず、当時の理由づけが通用しないことになると思う。それならそれで駄目な理由を説明して理解してもらうことが必要だと思う。それを、口を閉ざして、そのような声に目をつぶってやり過ごそうというのは納得されないと思うため、ぜひメッセージをしっかりと発信していくよう検討願う。

紺野長人委員

A L P S 処理水による風評の問題について、この問題は本県だけの問題ではないというメッセージを理事や知事からも何度も発信しているが、それについての説明が十分ではないと思う。国の原子力政策の中で起きた問題という精神的な根拠なのか、あるいは、放出したトリチウムが海流に乗って全国の海、世界の海に広がっていき、蒸発して地上にも雨となって降り注ぐという科学的な根拠なのか、その辺りについて説明願う。

風評・風化戦略室長

処理水の処分は廃炉の一環であり、原子力政策を進めてきた国及び東京電力が責任を持って対応しなければならないと考えている。また、海洋放出となれば、海はつながっているため国内だけではなく国外にも関心が及ぶため、その意味で本県だけではなく日本全体の問題だという認識で発信しているところである。

紺野長人委員

国の原子力政策における問題であるといくら叫んでも、ほとんど風評対策にはならないと思う。それに対して、例えばA I 技術を活用して、季節ごとの海流を目で見て分かるようにシミュレーションするなど、科学的な根拠に基づいて国民に周知していけば、本県だけの問題にとどまらないということが目で見てはっきり分かる。その方が風評対策になると私はずっと考えていた。ちなみに、国の担当者が来県した際にその話をしたところ、それはやりたくないと話していた。海流に乗って東京都などに行くことを隠したいのだと捉えざるを得ないと思うが、そうすると国の責任で原子力政策を進めてきたという問題につながっていくため、その辺りについて考えがあれば聞く。

風評・風化戦略室長

やはり分かりやすく科学的な根拠を伝えることが大事である。例えば、現在経済産業省が行っているCMでは、他の原発や自然界と比べて放出されるトリチウムの

レベルがどの程度小さいかをグラフで示したりしている。また、東京電力では、処理水と同じ濃度のところで魚を飼育し、それを普通の海中に放した後、魚のトリチウムの濃度が減ったことをグラフなどに示している。さらに、水産庁や環境省でモニタリングも強化すると聞いており、政府と東京電力には一丸となって分かりやすい情報を発信してほしいと考えている。

紺野長人委員

トリチウムが生物の中にとどまらないということは十分分かっているが、そのことはほとんど風評対策になっていない。やはり本県沖にとどまらないということを発信していくことが本県の漁業に対する一番の風評対策になると思うため、ぜひ取り組んでほしい。要望とする。

伊藤達也委員

昨年の12月定例会において、福島イノベーション・コースト構想を出口戦略とした産業人材育成が必要であり、そのためには宇宙産業の技能検定が必要であると述べたが、やはり福島イノベーション・コースト構想やF-R E Iを成功させるためには、人材育成とともに、県内企業と進出企業の産業の振興が大事だと思う。新聞報道によれば、東日本大震災後、ロボットやドローン関連などの73社、団体が浜通りを中心に進出してきており、また、F-R E Iは来年度に1～5程度の研究グループを設けるとのことで、30～50名の研究者が入ってくると思うが、大事なのは研究者と産業、企業とのつなぎ役を誰が担うのかだと思う。その辺りについて考えがあれば聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘のとおり、F-R E Iと県内の関係者がしっかりつながっていくことは非常に重要であると考えている。その意味で、国の取組ではあるが、本年1月13日には、首都圏の企業向けにF-R E Iを絡めたネットワークセミナーを復興庁主催で開催したところである。また、1月25日には、F-R E Iの設立に向けた準備会合を復興庁主催で開催し、研究機関や大学など本県の関係者に対し、F-R E Iのこれまでの経緯、設立に向けた準備状況、令和5年度の予算案、組織概要、今後のスケジュール等について情報共有を図った。さらに、4月のF-R E I設立後、5月上旬には、人材育成や産業化、研究開発等について議論を行う場として、法律に位置づけられた協議会が設置される予定であり、広域的な連携についても検討事項

として扱われることとなる。この法定協議会については県も参画することとなるが、それ以外の場も含め、企業や研究機関、高等教育機関などをしっかりつないでいくよう県としても取り組んでいきたい。

伊藤達也委員

研究者が集まって産業を振興するためには、つないでいくキーマンが必要だと思う。例えばロボット、農業、エネルギー、創薬等のコーディネーターがF-R-E-Iにいと、そこで様々なチームが生まれたり、企業とのマッチングもできると思う。その辺りは産業創出課や次世代産業課との連携が必要だと思うが、例えば民間のロボット等の開発に携わってきた研究者など、民間のことも研究のことも知っている研究者を送り込むことも大事だと思う。研究者として送り込むのか、アドバイザーとして県が押し出していくのかなど、その辺りについて国への提案も含め、検討してほしい。要望とする。

宮下雅志委員

太陽光発電の推進について、今後の方針を聞く。

エネルギー課長

まず住宅用太陽光発電については、上限16万円の既存の補助金に加え、来年度から自家消費を主目的とした新たな補助メニューの予算を計上しており、上限を40万円程度とすることで現在調整中である。住宅用太陽光発電は県民にとって最も身近な再生可能エネルギーであるため、新しい制度と既存の制度を組み合わせ導入促進を図っていきたい。また、事業用の設備については、大規模な設備の適地が少なくなっていることもあり、適正な維持管理を重視しながら、適切な導入促進が図られるように事業者の助言等に努めていきたい。

宮下雅志委員

事業用とは太陽光発電で売電をするタイプのものだと思うが、現在、企業にとって電気料金の負担が非常に重くなっている。企業としては電気料金の負担をできるだけ軽くするため、太陽光発電を導入して昼間の時間の消費電力を抑えるとの発想は当然出てきており、初期投資なしで設備投資をして、毎月分割で払うことにより電気代が相当安くなるという提案などもどんどん出てきている。そのような事業所向けの自家消費型のものも進めていく必要があると思うが、どうか。

エネルギー課長

委員指摘の初期投資ゼロモデルと呼ばれるP P A事業は重要な視点であると認識している。直接当課で支援制度などは行っていないが、例えば今年度、生活環境部の環境創造センターでP P Aを導入して自家消費する取組も行っており、県有施設への導入や民間事業者の取組に係る情報提供、事業化の支援などについて我々もサポートしていきたい。

宮下雅志委員

先日、ある事業者と太陽光発電等の導入について話したところ、太陽光パネルの処分料が非常に高く、20年で駄目になるのであれば導入には消極的になってしまうとのことだった。2030～2040年にかけて大量の太陽光パネルの廃棄物が出てくるとのこと、様々な業者により埋立て処分やリサイクルがやっと始まった状況だと思うが、これが太陽光発電の推進の足かせになるのではないかと懸念される。その辺りについて県はどのように議論しているのか。

エネルギー課長

太陽光パネルの処分やリサイクルについては、商工労働部で協議会を設けるなどの取組がなされていると承知している。また、F I T（固定価格買取制度）による売電期間は20年となっているが、半分の10年を経過した時点から処分費用の積立てを開始する制度が昨年7月頃から導入されている。パネル自体の寿命はF I T期間20年よりも長い、一方でパワーコンディショナーなど周辺の設備の入替えが必要であり、そのような情報提供等も含め事業者への相談対応や周知を図り、再生可能エネルギー設備が有効に長期間維持運用されるよう取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

やはり課題になるのは住宅用のパネルである。いずれ寿命が来れば一般家庭で処分しなければならないと思うが、導入の際、何年たてば元を取れるとの計算はしていても処分料までは計算していないケースが結構多いため、その辺りのことを今から検討してもらう必要があると思う。また、東京都において新築の建物について太陽光発電設備の導入を義務化する動きがあり、義務化については私も以前述べたと思うが、やはり地域に市場をつくるのには非常によい手法だと思う。今後、固定価格買取制度の終了などにより事業用の太陽光発電が停滞していくこととなれば、一般用や自家消費用としての太陽光発電を徹底して推進していく必要があり、そのための1つの方法として義務化も検討されるべきだと思うため、よく研究の上、検討

してほしい。要望とする。

星公正委員

企画 8 ページ、地域総合整備資金貸付事業について、貸付けの相手方や趣旨を聞く。

地域政策課長

いわゆるふるさと融資であり、直近では発電事業者や大規模病院などに無利子で融資を行っている。例年であればこれまでの貸付け実績の平均を踏まえて10億円の予算を計上しているが、令和 5 年度は物流事業者から約 3 億 1,500 万円の融資の相談を受けており、その分も踏まえて約 13 億 1,500 万円を計上した。

星公正委員

県の保証や利子負担により市中銀行が貸し付けることは通常よくあるが、県から直接貸し付けざるを得ない理由は何かあるのか。

地域政策課長

まずは組む金融機関を決めてもらい、その金融機関と県との三者で融資を決定して相談しながら事業を行っていくものである。これまで金利が低利傾向であったため、ふるさと融資を活用した県の事業はこの 2 年はなく、全国的に見ても、昔は数百件あったところ、最近では 20 件程度であると聞いている。ただ、最近では金利が上昇傾向にあり、(一財)地域総合整備財団によれば、令和 4 年度については件数が若干上向き傾向にあるとのことなので、この融資も貸付けの一つと企業が判断して活用されるところと考えている。

高宮光敏委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月16日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午前 11時50分 散会)